

(令和元年10月現在)

## 自動車に対する競売の申立てに必要な書類等の一覧

〒630-8213 奈良市登大路町35番地

奈良地方裁判所執行係 (受付担当直通TEL: 0742-88-2644)

〒635-8502 奈良県大和高田市大字大中101番地の4

奈良地方裁判所葛城支部執行係 (係直通TEL0745-53-1772)

自動車執行の対象となるのは、自動車登録ファイルに登録された自動車 (道路運送車両法13条1項に規定する登録自動車) です。軽自動車や自動車登録ファイルに登録されていない自動車は、動産執行の対象 (執行官に申立て) となります。

※ 郵便切手の予納は不要です (民事執行予納金から料金後納郵便で支出します。)

### 1 申立書 (1通)

### 2 返信用封筒 (長3形)

※ 申立書控えの送付を希望される場合は、返信用封筒に申立債権者又は代理人の住所、あて名を記入し、相当分の切手を貼付して提出してください (不足料金着払いの取扱はできません。)

### 3 申立手数料 (収入印紙)

各債務者に対する債務名義1通 (担保権実行の場合は、担保権1個) につき 

4,000円
--------

### 4 民事執行予納金 自動車1台につき | | |------| | 10万円 | |------|

### 5 添付書類

(1) 請求債権目録 (担保権実行の場合は、担保権・被担保債権・請求債権目録) 1部

(2) 自動車登録事項証明書 原本・写し各1通 ※ 発行後1か月以内のものを提出してください。

(3) 債務者 (及び所有者の) 住民票

※ 発行後1か月以内で、個人番号 (マイナンバー) や住民票コードが記載されていないものを提出してください。

(4) (当事者が法人の場合) 代表者事項証明書または登記事項証明書

※ 発行後3か月以内のものを提出してください。

※ (3), (4)については、自動車登録事項証明書又は債務名義に記載された住所・氏名・名称と現在のそれとが異なるときは、これらの連続を証明するその関係を示す住民票 (又はその除票), 戸籍附票, 履歴事項全部証明書, 商業登記事項証明書等が必要です。

(5) (強制競売の場合) 執行力ある債務名義正本, 送達証明書, (確定を要する場合は) 確定証明書

(6) (仮差押えの本執行移行の場合) 仮差押決定正本の写し

(7) 特別売却に関する意見書 (申立書に同意見を記載することでも可)

### 6 その他の留意事項

開始決定後、申立債権者は執行官に対し自動車の引渡執行の申立てをする必要があります。引渡執行申立ての費用は、上記競売申立ての費用とは別にかかります。

開始決定が発せられた日から1か月以内に執行官が自動車を取り上げることができないときは、競売手続が取り消されます (民事執行規則97条, 民事執行法120条) ので、御注意ください。